

# 名家連ニュース

平成31年3月18日(月)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 597号

## 《障害保健福祉関係主管課長会議資料》 ①

平成31年3月7日(木) 厚生労働省2階講堂で開催。精神/障害保健課の資料の概要を掲載します。

### 地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン(概要)

#### 1. 地方公共団体による精神障害者の退院後支援の趣旨

退院後にどこの地域で生活することになっても医療、福祉、介護、就労支援などの包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにすることを目的として実施(法第47条の相談支援業務の一環)

#### 2. 退院後支援に関する計画の作成

##### (1) 支援対象者、本人・家族その他の支援者の参画

本人と家族その他の支援者が支援内容を協議する会議(以下「会議」という。)への参加など計画作成に参画できるように十分働きかけ。

##### (2) 計画作成の時期

○ 原則、入院中に作成。ただし、入院期間が短い場合等は退院後速やかに作成。

○ 措置入院の場合、措置症状が消退しているにもかかわらず、計画に基づく支援について本人の同意が得られないことや、計画作成に時間を要していることを理由に措置入院を延長することは法律上認められない。

##### (3) 計画の内容

#### ◆ 計画の記載事項(主要事項)

- ・退院後の生活に関する本人の希望・家族その他の支援者の意見
- ・退院後支援の担当機関、本人のニーズ・課題、支援内容、連絡先
- ・必要な医療等の支援の利用が継続されなかった場合の対処方針・計画に基づく支援を行う期間等



#### ◆ 計画に基づく支援期間

○ 本人が希望する地域生活に円滑に移行できるための期間として、地域への退院後半年以内を基本として設定。

○ 延長は原則1回(本人同意が必要)。1年以内には計画に基づく支援を終了して本人が地域生活を送れるよう努力。

##### (4) 会議の開催

#### ◆ 参加者

① 会議には、本人と家族その他の支援者の参加が原則。

② 本人が、弁護士等を成年後見人や代理人として参加させることを希望する場合は、これらの者を参加させる。

③ 支援関係者(=支援対象者の退院後の医療等の支援の関係者)

- ・作成主体の自治体・帰住先の市町村
- ・入院先病院・通院先医療機関・措置入院前の通院先医療機関・訪問看護ステーション



電話相談：火曜日、土曜日の10時～15時 TEL (052) 842 - 8878 面会相談：木曜日(曜日、時間は柔軟に対応)  
・地域援助事業者その他の障害福祉サービス、介護サービス事業者・NPOなどの支援者、民生委員等  
※ 防犯の観点からの警察の参加は認められず、警察は参加しない。

(5) 入院先病院の役割(自治体に協力し、以下の対応を行うことが望ましい。)

- ① 退院後の生活環境に関する相談支援を行う担当者の選任(措置入院先病院)
- ② 退院後支援のニーズに関するアセスメントの実施
- ③ 計画に関する意見等の提出
- ④ 会議への参加等



### 3. 退院後支援に関する計画に基づく退院後支援の実施

(1) 帰住先保健所設置自治体の役割、各支援関係者の役割等

○ 帰住先保健所設置自治体は、計画に基づく相談支援を行うとともに、支援全体の調整主体としての役割を担う。

(2) 計画の見直し

○ 自治体は、本人・家族等が希望した場合や、本人の病状や生活環境の変化等に応じて支援内容等を見直す必要がある場合には、速やかに計画の見直しを検討。

(3) 支援対象者が居住地を移した場合の対応

○ 自治体は、支援期間中に本人が居住地を移したことを把握した場合には、本人の同意を得た上で、移転先自治体に計画内容等を通知。移転先自治体は、速やかに、本人の同意を得た上で計画を作成。

(4) 計画に基づく支援の終了及び延長

○ 支援期間が満了する場合は原則支援を終了。支援終了後も、必要に応じて法第47条に基づく一般的な相談支援を実施。

○ 例外的に延長する際は、会議を開催し、本人・家族等に丁寧に説明の上、本人の同意を得る。

(5) 本人が交付された計画に基づく支援への同意を撤回した場合の対応

○ 計画の交付後に、本人から支援への同意を撤回する旨の意向が示された場合は、必要に応じて計画内容を見直す等、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応。

○ こうした対応を行っても計画に基づく支援に同意が得られない場合は、計画に基づく支援を終了。

## 障害年金「家族の心得」シリーズ⑥



### 「社会的治癒」の証明で初診日が変わる

社会的治癒とは…①医学的な意味では治癒したとはいえないが、その症状が消滅して社会復帰が可能となっている。②投薬治療もなく、外見上治癒した状態が「ある程度の期間」にわたって継続することです。つまり、社会的・客観的に病気が治癒したことが証明できれば、同一病名でも「後の病気」が初診日とみなされます。※「ある程度の期間」の定めはありません。家族相談の実体験では4年でした。

《事例》 Aさんの病名は統合失調症です。Aさんは、症状が良くなったので、治療も服薬も辞めて4年間会社勤めをしました。その後、統合失調症が再発し、仕事を辞めざるを得なくなりました。無収入となったAさんは、障害年金を申請するため窓口を訪問しました。窓口で「初診日の保険料納付要件を満たしていないので申請できない」と言われました。無拠出制障害年金(20歳前)の可能性を探りましたが、他科も含め受診歴はありませんでした。諦めきれないAさんは社会保険労務士に相談し、社会的治癒を証明するために奔走しました。会社の出勤簿では遅刻もなく、仕事ぶりも「他の者に比して何の問題もなかった」と同僚や上司が証言しました。社会保険労務士の力添えで、「前の病気」は社会的に治癒したとみなされ、「その後の病気」が初診日と認定され基礎年金を受給することができました。